

武蔵松山カントリークラブ The Best Friend Club 規約

第1条 (名 称)

本会は武蔵松山カントリークラブ The Best Friend Club (以下 B.F.Club という。) と称する。
略称は、“B.F.Club”、“ベストフレンド” とする。

第2条 (目 的)

本会は武蔵松山カントリークラブ(以下クラブという)の施設を利用して、ゴルフプレーを行ない
会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (事務所)

事務所はクラブ内に置き、登録事務および会員管理を行なう。

第4条 (ゴルフ場施設の利用)

- ・ B.F.Club 会員は平日 (月曜日から金曜日まで) の営業時間中にゴルフ場施設を利用することができる。ただし 祝日・休日およびクラブが定める日を除く。
- ・ B.F.Club 会員は特別料金でプレーすることができる。

オフシーズン (12/21~3/20、6/21~9/20)	プレーフィ	7, 0 0 0 円 (セルフプレー)
		9, 9 0 0 円 (キャディ付)
オンシーズン (3/21~6/20、9/21~12/20)	プレーフィ	7, 9 0 0 円 (セルフプレー)
		1 0, 8 0 0 円 (キャディ付)

(いずれも 4B1R、消費税、利用税、飲食代別)

- ・プレーは予約を必要とする。
- ・ B.F.Club 会員はクラブが主催する競技には参加できないものとする。

第5条 (資 格)

- ・日本国籍を有すること。
- ・クラブ会員の紹介を必要とする。
- ・ B.F.Club 会員は登録制とし、会員資格の有効期間は1月から12月までとする。
- ・暴力団員およびその関係者は登録できない。
- ・クラブ利用約款を遵守しゴルフ規則に則りプレーすること。
- ・登録者本人のみ有効とし、貸与・譲渡・相続はできない。
- ・会員資格有効期間が満了したときおよび退会・除名・死亡したとき会員の資格を失う。

第6条 (除 名)

- ・クラブの名誉を毀損し、または秩序を乱したとき。
- ・本規約に違反したとき。
- ・会員証を本人以外が使用したとき。
- ・その他事務局において処分が適当と判断する行為があったとき。(遅延プレー等含む)
上記各号に該当する場合 B.F.Club 会員の資格を失う。

第7条 (登録料)

3 0, 0 0 0 円 (税別)

第8条 (返 金)

払い込まれた登録料はいかなる場合も返還しない。

第9条 (その他)

その他必要な規則は、クラブにおいて別に定めるところによる。

平成 21 年 12 月 1 日制定

平成 22 年 1 月 4 日施行

平成 31 年 1 月 1 日改定